

浜岡4号機 高経年化技術評価書の内容および保安規定変更認可申請時期について

1. はじめに

浜岡4号機については、平成5年(1993年)9月3日から営業運転を開始しており、令和5年(2023年)9月3日に運転開始後30年を経過する。従って、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)第1項」に基づき、経年劣化に関する技術評価を行い、この評価結果に基づき、10年間に実施すべき施設管理に関する方針(長期施設管理方針)を策定し、保安規定変更認可申請を行う予定である。

2. 浜岡4号機 高経年化技術評価書の内容について

浜岡4号機については、下記の新規制基準に関する申請内容を踏まえた高経年化技術評価書を作成し、保安規定変更認可申請を行う。なお、高経年化技術評価書の提出以降、これらの補正申請を行った場合には、高経年化技術評価書の見直しを行う。

<新規制基準に関する申請>

- ・設置変更許可申請書(本原原発第35号,平成27年1月26日)※
- ・工事計画認可申請書(本原原発第45号,平成26年2月14日)
工事計画認可申請書(本原原発第4号,平成26年4月24日)
工事計画認可申請書(本原原発第28号,平成26年8月28日)
- ・保安規定変更認可申請書(本原原発第46号,平成26年2月14日)

※:平成26年2月14日申請の設置変更許可申請書に使用済燃料乾式貯蔵施設を追加し、再申請したもの。

3. 申請予定時期

「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」の規定により令和4年9月2日までの申請が必要であり、同ガイドで申請時期として運転開始後28年9月以降としていることを踏まえ、令和4年7月中旬を目途に保安規定変更認可申請(添付資料:高経年化技術評価書)を行う予定である。

以 上